

美保通信所自家用電気工作物点検役務

特 記 仕 様 書

情 報 本 部 美 保 通 信 所

1 役務件名：美保通信所自家用電気工作物点検役務

2 履行場所：情報本部美保通信所及び契約相手方指定場所

3 役務概要：月次・年次点検及び事故・故障時の緊急対応

4 一般仕様

(1) 本役務は、国土交通省大臣官房庁営繕部「電気通信施設点検業務積算基準」によるほか、図面及び特記仕様書により、監督官と調整の上、実施するものとする。

(2) 請負者は、役務関係者以外に図面等を貸し出し、複製及び閲覧させてはならない。また、役務終了後は、図面等を返却するものとする。

(3) 図面及び特記仕様書に明記なき事項といえども、技術上又は取り合わせ上当然実施すべき事項は、監督官と協議の上、請負者の負担において実施するものとする。

(4) 請負者の過失により、既設建物等に損傷を与えた場合は、請負者の責任において速やかに原形に復旧するものとする。

(5) 本役務における資材等は、全て請負者の負担とするものとする。また、資材等の使用にあたっては、強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境負荷低減を考慮するものとする。

(6) 役務に必要な書類は、監督官の指示した期日までに提出するものとする。

(7) 請負者は、通信所内で役務を行う場合、通信所等への立入り及び通信所内での行動（出入門手続き・火気の取扱い）は当該通信所の規則に従い、指定した場所以外に許可なく立入りしてはならない。また、役務現場においては、常に諸材料等の整理整頓を行い、事故防止に十分注意するものとし、必要に応じて標識、表示等により、安全対策を講じるものとする。

(8) 役務関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報流出防止について万全を期すために、ファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用するものとする。なお、役務関係書類とは、設計図書、施工計画書等の現場書類の他、現場代理人等通知等の本支店等で作成する本役務に関する書類の一切を含むものとする。

(9) 通信所側に提出する電子記憶媒体については、最新のウイルス対策ソフトで検索し、ウイルスがないことを確認した上、提出するものとする。

(10) 役務写真は、各工程毎及び監督官の指示する現場を撮影し、カラーで製本して、2部提出するものとする。

(11) 点検の結果、不具合があった場合は改善提案及び下見積書を提出する。

5 役務仕様

(1) 委託内容

- ア 月次・年次・臨時点検
- イ 事故・故障時の緊急対応

(2) 点検・測定・試験項目

対象設備		点検・測定・試験項目	点検区分		
			月次 点検	年次 点検	臨時 点検
引 込 設 備	区分開閉器	外観点検	○	○	※
	引き込み線等	絶縁抵抗測定		○	※
	電線及び支持物（電柱）	保護継電器動作特性試験		○	※
	避雷器	保護継電器と連動試験		○	※
	ケーブル	接地抵抗測定		○	※
	接地工事（接地線・保護管等） 地中電線路				
受 変 電 設 備	断路器	外観点検	○	○	※
	開閉器	絶縁抵抗測定		○	※
	遮断器	保護継電器動作特性試験		○	※
	避雷器	保護継電器と連動試験		○	※

対象設備		点検・測定・試験項目	点検区分		
			月次 点検	年次 点検	臨時 点検
受 変 電 設 備	計器用変成器	外観点検	○	○	※
	母線・支持物				
	電力ヒューズ・カットアウト				
	電力コンデンサ・リアクトル	絶縁抵抗測定		○	※
	その他の高圧機器				
	変圧器	外観点検	○	○	※
		漏洩電流・温度測定	○	○	※
		絶縁抵抗測定		○	※
		絶縁油の点検・試験※		○	※
		内部点検※		○	※
	受配電盤	外観点検	○	○	※
		負荷電圧・電流測定	○	○	※
		絶縁抵抗測定		○	※
	接地工事 (接地線・保護管含む)	外観点検	○	○	※
		接地抵抗測定		○	※
	受電室・電気室の建物 キュービクル外箱	外観点検	○	○	※
負 荷 設 備	開閉器	外観点検	○	○	※
	配電線路	絶縁抵抗測定		○	※
	ケーブル・地中電線路				
	接地工事(接地線・保護管等)	接地抵抗測定		○	※
非 常 用 発 動 発 電 機	始動装置 GGN-625-Y 2機 GGN-625-B-Y 2機	始動停止試験	○※	○	※

※過去の実績等を考慮し、監督官と協議の上実施する。

(3) 実施要領

- ア 業務により停電を伴う場合は、原則として官側の指定日時に限定するものとする。
- イ 月次点検及び年次点検計画後、監督官と協議して点検計画を作成し、提出する。
- ウ 自家用電気工作物に、事故及び故障が発生した場合は緊急対応する。
- エ 電気主任技術者保安管理業務の経済産業省への届出手続きの助言を実施する。

(4) 委託期間

- ア 委託開始時期は、契約後監督官と協議する。
- イ 委託終了時期は、令和9年3月31日。

6 作業における注意事項

(1) 請負者は、この役務の実施にあたり、主任技術者を定めるものとする。また、主任技術者は、十分な知識と経験を有するものとする。

(2) 主任技術者は、役務前に計画表を監督官に提出し、実施方法等について、承諾を受けるものとする。また、当該役務に係わる設備の概要及び状態等を十分に把握するものとする。

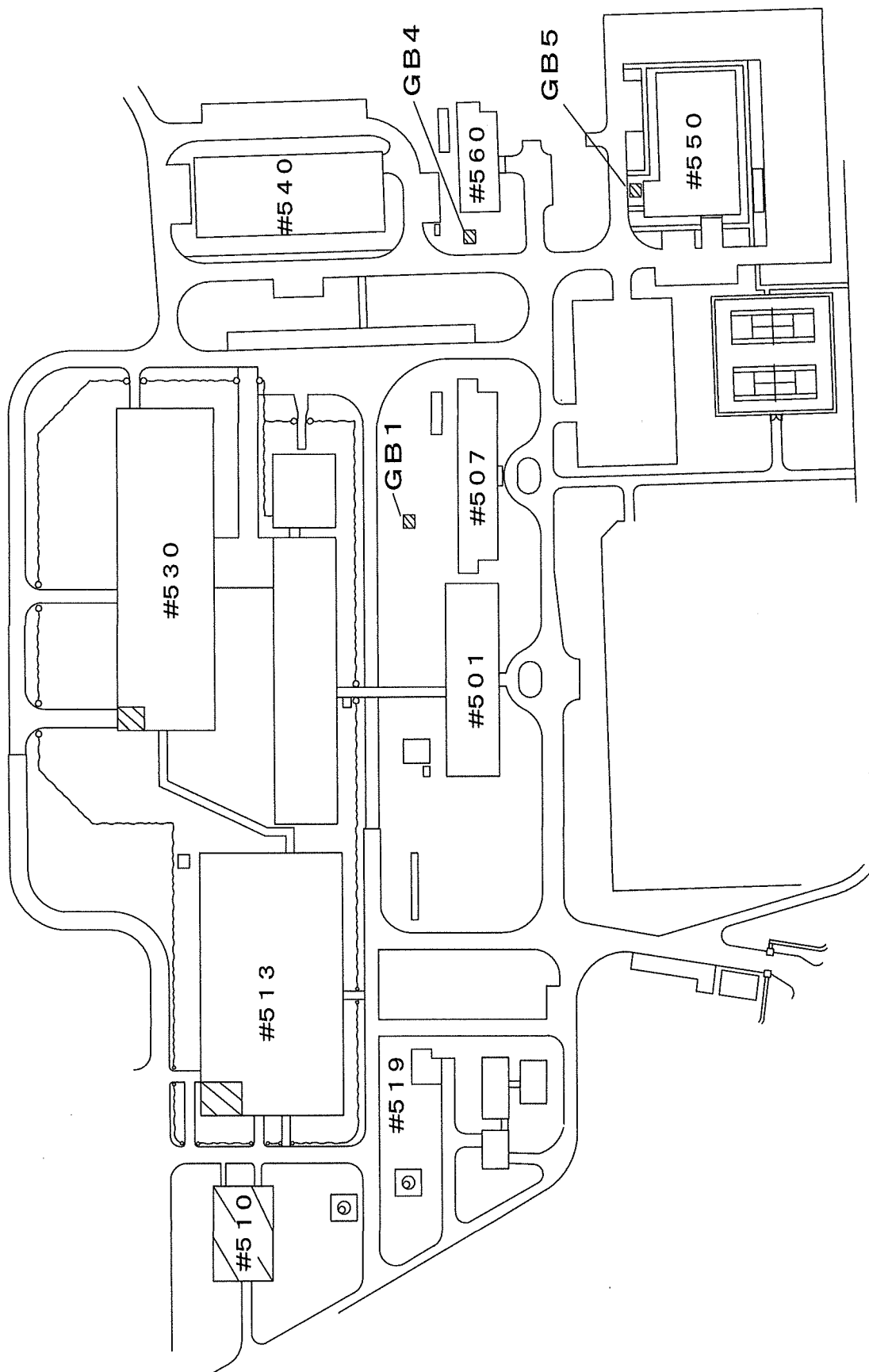
(3) 役務に必要な器材及び消耗品等は、請負者の負担とするものとする。

(4) 役務後の清掃は確実に行うものとする。

7 報告

月次、年次点検終了後における点検結果報告書（点検結果総括表及び点検者一覧表）を2部（正×1、副×1）作成し、提出するものとする。

以 上

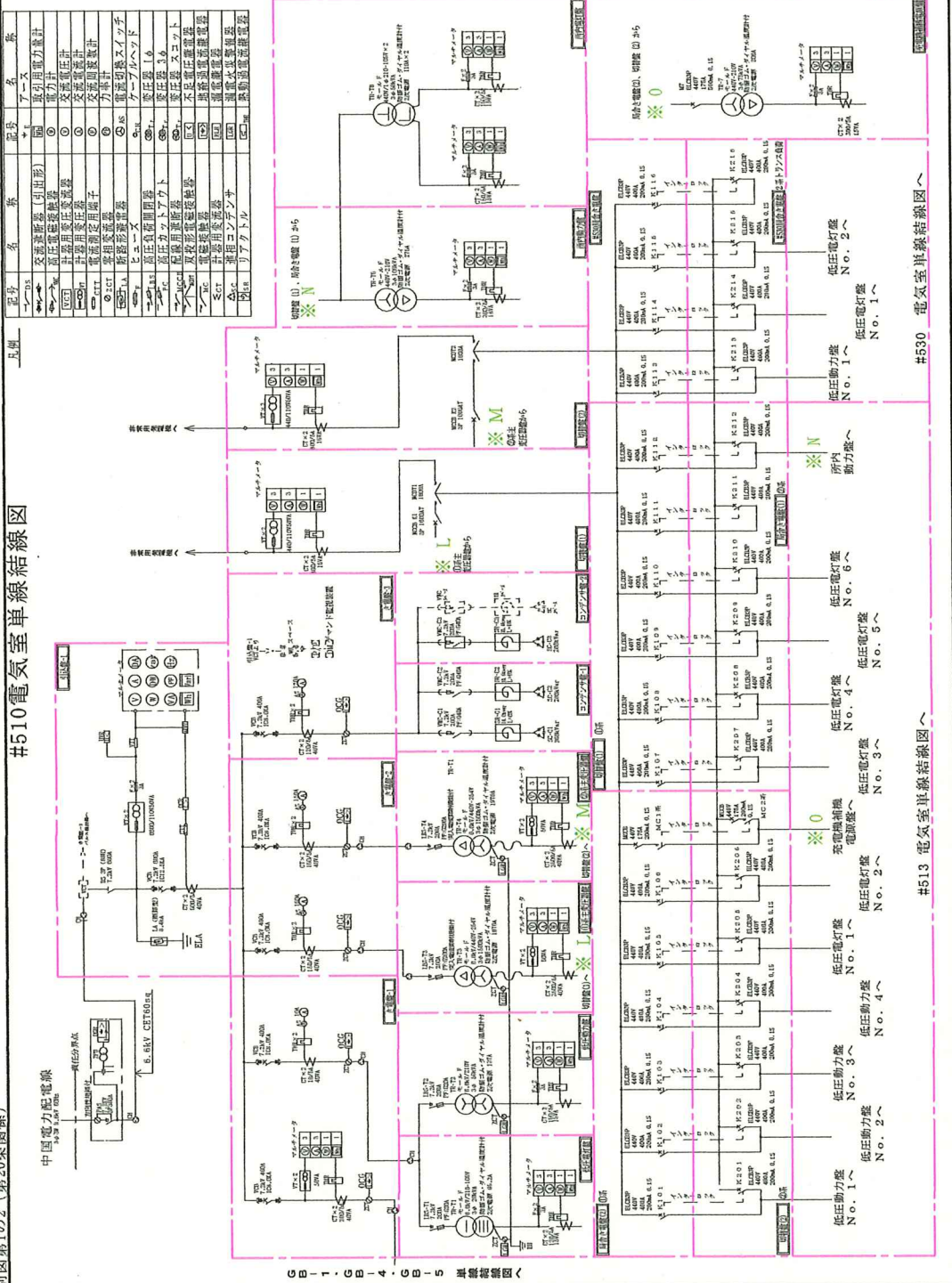


点 検 場 所	
# 5 1 0	GB1
# 5 1 3	GB4
# 5 3 0	GB5

「役務関係者以外不計模型」

情 報 本 部 美 保 通 信 所		
役務件名		
美保通信所自家用電気工作物点検役務(1 / 5)		
日 付	図面番号	

別図第1の2 (第20条関係)



「役務関係者以外不許複製」

情報本部 美保通信所

図面番号

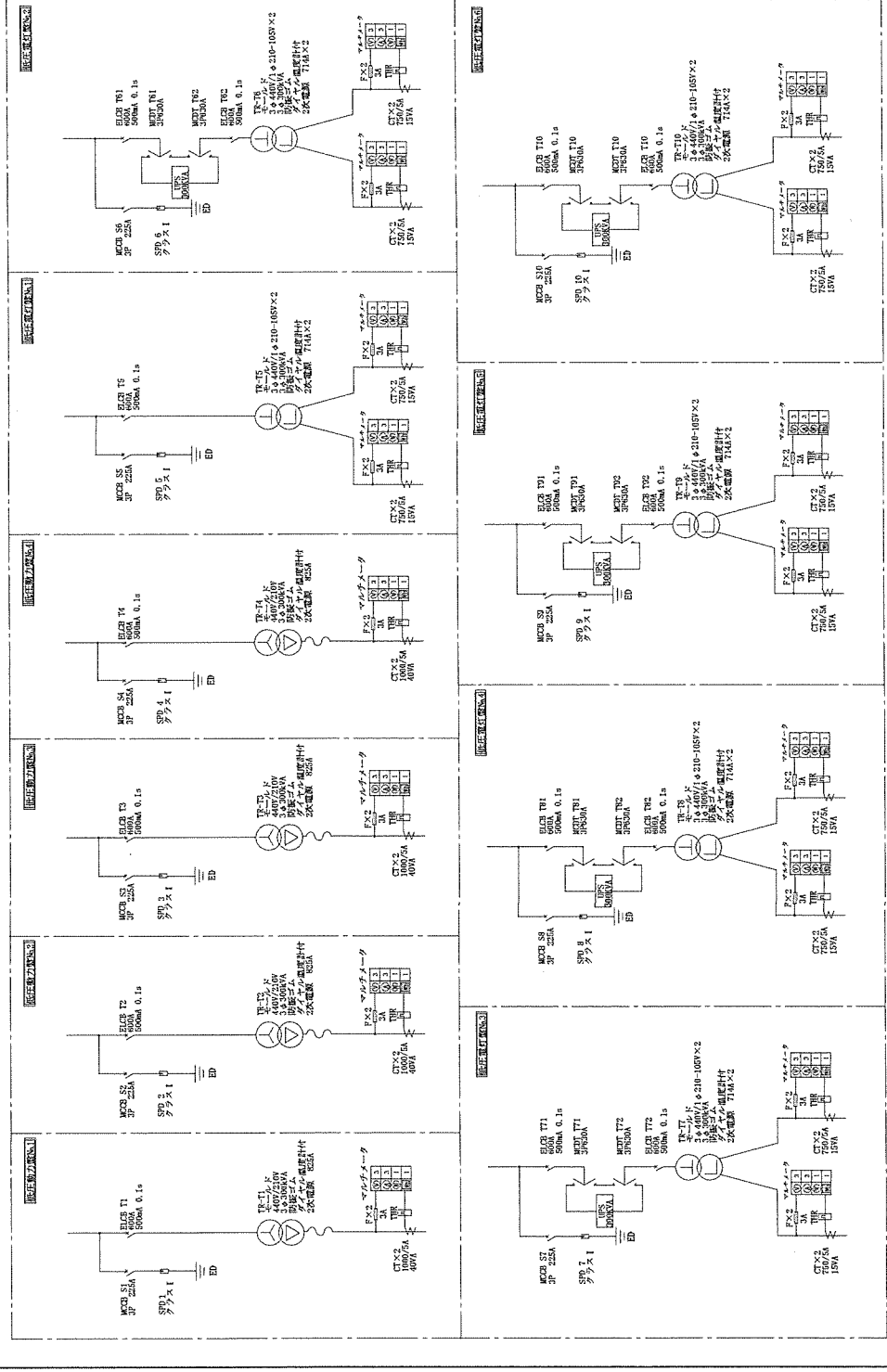
美保通信所自家用電気工作物点検業務(2/5)

日付

図面番号

別図第1の5 (第20条図様)

井513電気室単線結線図



「役務関係者以外不公開型」

情報本部 美保通信所

役務件名

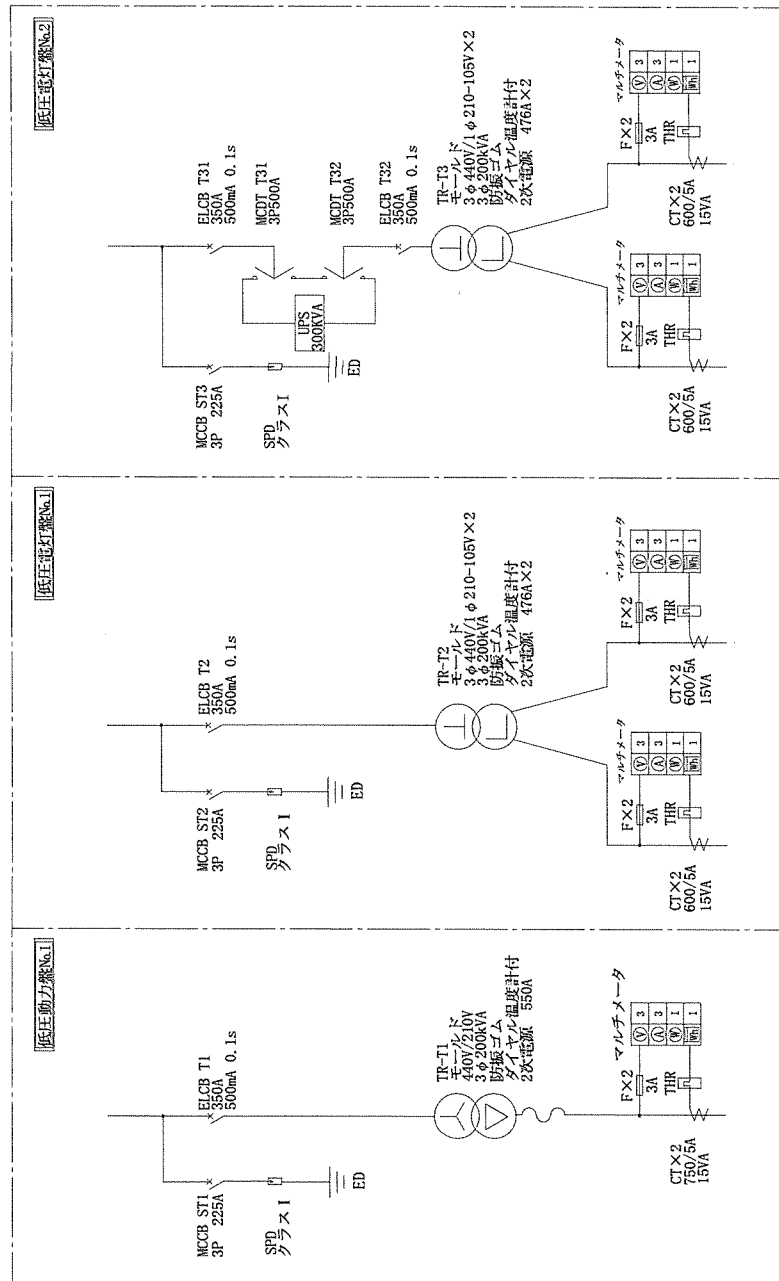
美保通信所自家電気工作物点検役務 (3 / 5)

日付

図面番号

別図第1の4 (第20条関係)

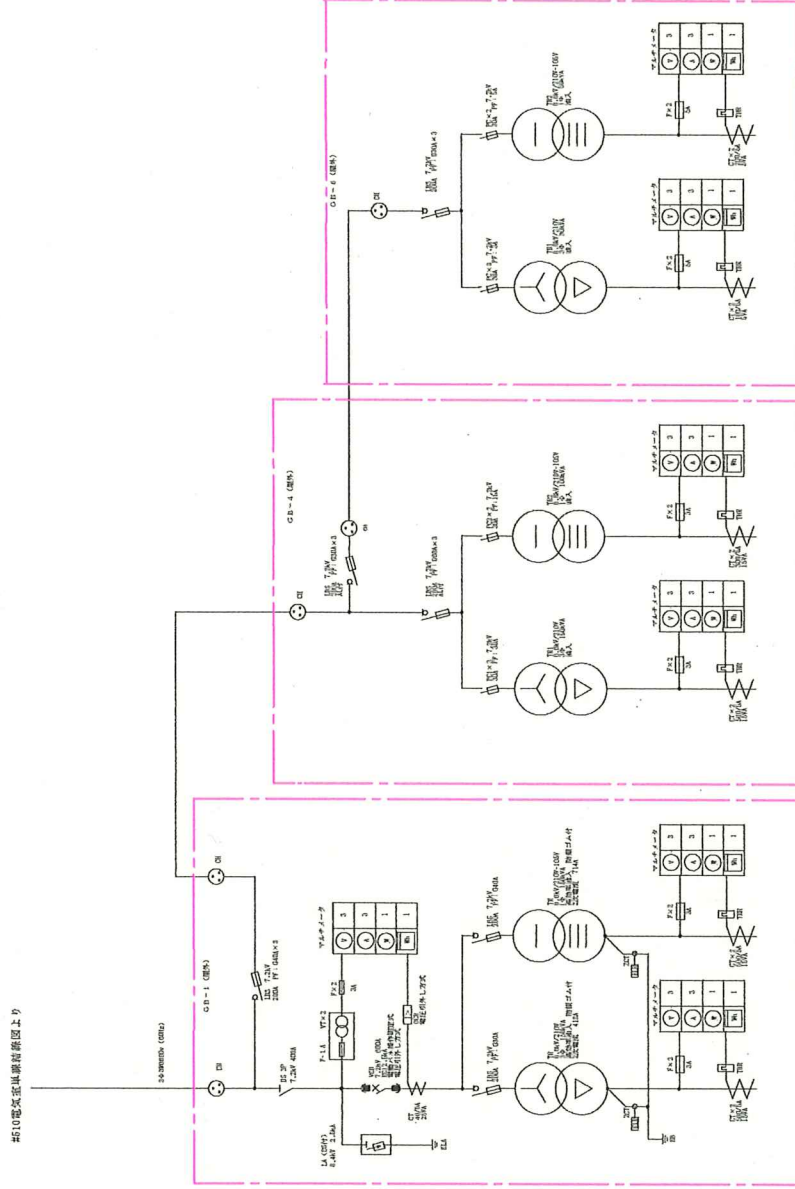
#530電気室単線結線図



「役務関係者以外不許可製」

情報本部 美保通信所	
役務件名	
美保通信所自家用電気工作物点検役務(4 / 5)	
日付	図面番号

GB-1・GB-4・GB-5単線結線図



「役務関係者以外不観望型」

情報本部 美保通信所

投函件名

美保通信所自家用電気工作物点検役務(5/5)

日付

図面番号